



## 運転免許が失効した職員による 公用車等の運転について

東海市消防本部及び消防署の職員2名が、運転免許を失効していたにも関わらず、公用車等を運転していた事実が判明しました。

このような事態を発生させ、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めます。

### ■免許失効期間中の運転状況

#### 1 消防署警防課職員

運転免許証の有効期限である令和6年10月16日までに更新手続きを行わなかったため免許を失効した。その後、11月28日に特定失効者（運転免許が失効してから6か月以内の者）として法定の講習を受講し免許の交付を受けた。

免許失効期間：令和6年10月17日～11月28日

公用車の運転：上記期間のうち19日間延べ50回運転（うち緊急走行36回）

#### 2 消防本部予防課職員

運転免許証の有効期限である令和7年1月2日までに更新手続きを行わなかったため免許を失効した。その後、3月5日に特定失効者として法定の講習を受講し免許の交付を受けた。

免許失効期間：令和7年1月3日～3月5日

公用車の運転：1月3日～3月4日のうち9日間延べ10回運転

#### 3 上記職員2名は、免許失効期間に、通勤等で私用車を運転していました。

### ■事実が判明した経緯

令和7年3月2日に消防署警防課職員の直属の上司から、運転免許証の交付日が把握している日と異なるとの指摘により、3月4日に本人が愛知県警察運転免許試験場に確認したところ、43日間の無免許状態が判明しました。

上記事実の判明後、消防本部及び消防署の全職員の運転免許証を確認したところ、消防本部予防課職員1名が運転免許を失効していたことが判明しました。

## ■原因

職員本人が運転免許証を有効期限までに更新しなかったことが主たる原因ですが、警防課職員については、特定失効者として法定の講習を受講して運転免許証が新たに交付されたことで、適切に更新されたと誤認したことによるものです。

## ■再発防止策

職員の運転免許証については、定期的に上司による確認をしておりましたが、免許証の失効を防止することができなかつたため、次のとおり再発防止を図ってまいります。

- ・当該年度中に運転免許の更新が必要な職員が容易にわかるよう、運転免許証の確認表を修正する。
- ・免許証の有効期間が近い職員に対して、概ね1か月前に注意喚起を行う。
- ・免許証の確認時に、有効期間以外の記載事項についても確認する。

## ■その他

今後、職員2名に対する刑事処分及び行政処分の状況を注視し、厳正に対応してまいります。

問合せ	消防本部予防課 消防署警防課 担当：予防課 石井（いしい）0562-32-1179（内線30） 警防課 池田秀一（いけだしゅういち）0562-36-0471（内線11）
-----	--